

諸 塚 村
集中改革プラン

自 平成17年度
至 平成21年度

1 集中改革プラン策定の趣旨等

(1) 背景

村の面積の95%を山林が占める本村は、自治公民館活動を主体とした人づくりと林業による村づくりを進めてきました。しかし、少子高齢化や過疎化により人口の減少と高齢化が進む中で経済は一向に好転せず村の財政も年ごとに硬直化しつづつあります。歳入の半分を占める地方交付税は、国の三位一体の改革により減少し、加えて過去の事業で行った村債の償還がピークにあることから、ここ数年で財政事情が悪化し経常収支比率が90%を超える状態となっています。組織の再編と人材の有効活用による行財政改革なしには、この状況を脱することは難しく、退職者の不補充による人件費の削減や経常経費の削減等により歳出経費の削減を図ります。

(2) 集中改革プランの位置付け

地方自治体の広域合併や地方分権の高まりの中で財政基盤の強化・確立は自立の道を選択した本村にとって最も重要な課題となっています。平成11年2月に「諸塚村行政改革大綱」を策定し行政改革推進本部を中心に行政改革に取り組み一定の効果を得ることができました。今回策定する「集中改革プラン」は、行政改革大綱の中の最も重要な部分である財政、職員の定員管理、事務事業の改革等を集中的に行う計画と位置付け取り組んでいきます。

(3) 集中改革プランの期間

平成17年度から平成21年度まで

この集中改革プランは、平成17年度を起点とし、平成21年度までの行政改革について、具体的な取組をわかりやすく明示するものです。

(4) 公表

集中改革プランは、このホームページ以外にも次の方法で公表しています。

- ・ 広報誌に掲載します。
- ・ 総務課窓口で閲覧ができます。

(5) 住民の意見等を反映させる方法

集中改革プランの策定にあたっては、これまで以下のような取組を行い、住民の皆さんの意見等を反映させています。

定期的に行われている「公民館長会」や「地区座談会」などで村政への要望として提出されたものの中でこのプランで取り組みができるものについては計画し実行します。

(6) 問い合わせ先

このプランについての、ご意見、ご質問等は総務課でお受けします。

- ① 集中改革プラン全体
- ② 事務事業の改革全体
- ③ 民間委託等の推進全体
- ④ 定員管理の適正化
- ⑤ 給与の適正化
- ⑥ 定員管理・給与の公表
- ⑦ 経費節減等の財政効果

総務課

TEL0982-65-1111
TEL0982-65-1112

2 集中改革プランの内容

(1) 事務事業の改革

① 事務事業の再編・整理、廃止・統合

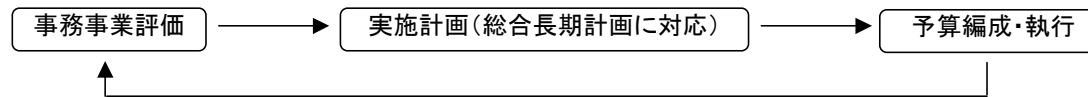
ア 基本的な考え方

限られた財源の中、時代の変化に伴う住民ニーズに的確に対応していくために、現行の事務事業について、公と民の役割分担のあり方、受益と負担の公平確保、費用対効果、効率性の観点など、幅広い観点から精査し、選択と重点化を図るとともに、既に初期の役割を終えていると考えられるものは廃止・縮小し、類似する事業は統合を図る等見直しを行い、事務事業の整理合理化を進めます。

イ 手続及び体制

i 見直しの手続き

現在、次のサイクルで事務事業の見直しを行っています。



総合長期計画に示された施策を具体化するため、事業内容を表した「実施計画」を3年で見直しており、これに基づき予算編成・執行が行われています。また、事務事業の実施結果を踏まえ、「事務事業評価」を行い、実施計画の作成に反映しています。

評価にあたっては、次の五つの観点から事業内容を精査し、事業の廃止、縮小、統合などの見直しを図っています。

- ① 事業の意図
- ② 現在までの変化はあるか。
- ③ 対象者の意見はどうか。
- ④ 行政が関与することの妥当性はどうか。
- ⑤ 成果向上の余地はあるか。

ii 見直しの体制

現在、事務事業の評価については、各課で論議検討の後、次の構成員による事務事業評価委員会に諮って決定しています。

事務事業評価委員会(委員長:村長)
構成員:三役、教育長、関係課長

ウ 行政評価を活用する仕組の導入の有無、その概要

現在、行政評価制度は導入していません。施策評価を含めた行政評価制度を平成20年度までに確立するため、平成18年度から段階的に取組を行います。

エ 外部の意見を取り入れる仕組の導入の有無、その概要

現在、外部の意見を取り入れる仕組は導入していません。
外部の意見を取り入れた評価制度については、平成18年度から検討を行い、平成20年度までには実施する予定としています。

オ 実施内容

(再編・整理する事務事業の考え方)

- ・ 事務事業を実施する際の手続きやプロセスを省略したり、やり方を変えることによりコストや時間を削減できる業務等。

(廃止する事務事業の考え方)

- ・ 社会情勢の変化により、必要性が低下しているもの。
- ・ 事務事業に対するニーズが低下しているもの。

i 負担金及び補助金等

【再編・整理】〔平成17年度～平成21年度 効果見込額 34,000,000円〕

	取組業務名	所管課	取 組 内 容	効果見込	年度目標				
					17	18	19	20	21
1	各種負担金	全庁	関係機関と協議の上、負担金の見直しを図る。	効果見込額(5年間) 約 1,000,000 円	検 討	実 施	継 続	継 続	継 続
2	奨励的補助金等	全庁	補助目的効果について検討を加え補助金の整理合理化を図る。	効果見込額(5年間) 約 33,000,000 円	継 続	継 続	継 続	継 続	継 続

④ 受益者負担(使用料・手数料等)の見直し

受益者負担を見直し、村民間の受益と負担の公平性の確保を図る。

(受益者負担の見直しをする事業)

- ・ サービスの提供の経費が他自治体との均衡を欠いているもの又は国の基準の見直しが行われたもの
- ・ 村民の間で受益と負担の公平性を図る必要のあるもの

	取組業務名	所管課	取 組 内 容	効果見込	年度目標				
					17	18	19	20	21
1	普通建設事業等で受益者負担のかかる事業	全庁	現在、事業ごとに算定される受益者負担金の見直しを行い公平性を図る。	効果見込額(5年間) 約2,000,000円	検討	一部実施	実施	継続	継続

⑤ 財源の確保(税関係)

自主税源の確保を図るとともに、納税の公平性と税収確保のため徴収対策の推進強化を図る。

	取組業務名	所管課	取 組 内 容	効果見込	年度目標				
					17	18	19	20	21
1	税の徴収対策	総務課	昭和26年より続けている50数年の村税完納を今後も継続するために、行政サービスの向上と納めやすい納税制度の研究を続ける。	村税完納の継続	実施	継続	継続	継続	継続

(2) 民間委託等の推進

① 公の施設についての取組目標

ア 基本的な考え方

本村の公の施設の本来の設置目的を効果的、安定的に達成し、多様化する住民ニーズに対応するため、すべての施設の管理体制の見直しを行います。その中で地域住民の活力を利用して管理するもの、民間委託や指定管理者制度を活用するものなどを検討し、公の施設における住民サービスの向上を図り、経費の節減にも努めます。

イ 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標(概要)

i レクリエーション・スポーツ施設

管理区分	平成16年度末時点	平成21年度末時点(予定)
指定管理者制度導入済	0	0
管理委託	7	—
業務委託実施済	1	8
全部直営	0	0
廃止	—	0
民間譲渡	—	0
計	8	8

ii 産業振興施設

管理区分	平成16年度末時点	平成21年度末時点(予定)
指定管理者制度導入済	0	1
管理委託	1	—
業務委託実施済	4	3
全部直営	0	0
廃止	—	1
民間譲渡	—	0
計	5	5

iii 基盤施設

管理区分	平成16年度末時点	平成21年度末時点(予定)
指定管理者制度導入済	0	0
管理委託	0	—
業務委託実施済	5	5
全部直営	0	0
廃止	—	0
民間譲渡	—	0
計	5	5

iv 文教施設

管理区分	平成16年度末時点	平成21年度末時点(予定)
指定管理者制度導入済	0	0
管理委託	1	—
業務委託実施済	0	2
全部直営	1	0
廃止	—	0
民間譲渡	—	0
計	2	2

v 医療・社会福祉施設

管理区分	平成16年度末時点	平成21年度末時点(予定)
指定管理者制度導入済	0	2
管理委託	2	—
業務委託実施済	0	0
全部直営	2	2
廃止	—	0
民間譲渡	—	0
計	4	4

vi 合計

管理区分	平成16年度末時点	平成21年度末時点(予定)
指定管理者制度導入済	0	3
管理委託	11	—
業務委託実施済	10	18
全部直営	3	2
廃止	—	1
民間譲渡	—	0
計	24	24

iii 基盤施設

	施設名等	所管課	平成16年度 末の状況	取組後	取組内容	効果見込	年度目標				
							17	18	19	20	21
1											
2											

iv 文教施設

	施設名等	所管課	平成16年度 末の状況	取組後	取組内容	効果見込	年度目標				
							17	18	19	20	21
1											
2											

v 医療・社会福祉施設

	施設名等	所管課	平成16年度 末の状況	取組後	取組内容	効果見込	年度目標				
							17	18	19	20	21
1	諸塚村老人デイサービスセンター	住民福祉課	管理委託	指定管理者制度の導入	デイサービスセンターの管理運営について、平成18年度を目途に、指定管理者制度の導入を図る。	現在社会福祉協議会に管理委託をしているが、より一層のサービスの向上を図る。	検討	準備・実施	継続	継続	継続
2	特別養護老人ホームせせらぎの里	〃	〃	〃	せせらぎの里の管理運営について、平成18年度を目途に、指定管理者制度の導入を図る。	現在社会福祉協議会に管理委託をしているが、より一層のサービスの向上を図る。	検討	準備・実施	継続	継続	継続

② 公の施設以外についての取組目標

ア 基本的な考え方

公の施設以外の施設については、その設置目的、必要性、管理運営の体制等から見直しを行い、効率的な運営と経費の節減に努めます。

イ 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標(概要)

管理業務	平成16年度末時点	平成21年度末時点(予定)
全部委託実施済	7	7
一部委託実施済	14	14
全部直営	9	8
廃止	—	1
民間譲渡	—	0
計	30	30

③ その他の事務についての取組目標

ア 基本的な考え方

公共施設の民間委託を除く事務については、今後さらに全庁的に合理化、効率化を推進し、住民サービスの向上、経費の節減に努めます。また、各事務事業について、民間委託をした場合と、現在の事務量の中で職員が対応した場合とを比較検討し、事務の効率化、経費節減を図っていきます。

イ 平成17年度から平成21年度までの5年間の取組目標(概要)

管理区分	平成16年度末時点			平成21年度末時点 (予定)			取組内容	効果見込	年度目標				
	全部委託	一部委託	全部直営	全部委託	一部委託	全部直営			17	18	19	20	21
① 本庁舎清掃		○			○		年1回の床面のワックス塗布、高所の窓ガラスの清掃以外は、職員で毎日清掃を行っているため、今後もこの体制とし、特殊な清掃のみを一部委託とする。	—	継続	継続	継続	継続	継続
② 本庁舎夜間警備	○			○			現在、民間業者へ全部委託をしており、当面はこの体制とする。(職員の理解、協力があれば当直の方が経費安となることも考えられる)	—	継続	継続	継続	継続	継続
③ 案内・受付			○			○	他事務をしながらの対応であり、この事務のみを民間等に委託するのはコスト高となるため、今後も直営体制とする。	—	継続	継続	継続	継続	継続
④ 電話交換			○			○	同上	—	継続	継続	継続	継続	継続

管理区分	平成16年度末時点			平成21年度末時点 (予定)			取組内容	効果見込	年度目標				
	全部委託	一部委託	全部直営	全部委託	一部委託	全部直営			17	18	19	20	21
⑤ 公用車運転		○		○			村長公用車については委託済みであり、村有マイクロバス運行についても平成18年度より廃止し、全ての運行を民間業社に委託する。	人件費の削減・車輛の維持管理費用等の削減	検討	実施	継続	継続	継続
⑥ し尿処理	○			○			近隣町村で構成する組合で処理しており、施設管理は民間業者が行っている。	—	継続	継続	継続	継続	継続
⑦ 一般ごみ収集	○			○			全て民間業者に委託している。	—	継続	継続	継続	継続	継続
⑧ 学校給食(調理)		○		○			平成21年度を目途に全部委託とする。	人件費の削減	検討	検討	検討	検討	実施
⑨ 学校給食(運搬)	○			○			現行どおり全部委託とする。	—	継続	継続	継続	継続	継続
⑩ 学校用務員事務							該当無し						
⑪ 水道メータ検診	○			○			全ての給水区域内について委託している	—	継続	継続	継続	継続	継続
⑫ 道路維持補修・清掃等		○		○			現在直営と一部委託により管理を行っているが、平成20年度を目途に全部委託とする。	人件費の削減・車輛等の維持管理費の削減	検討	検討	検討	実施	継続
⑬ ホームヘルパー派遣	○			○			全部委託しており、今後もこの体制とする。	—	継続	継続	継続	継続	継続
⑭ 在宅配食サービス	○			○			全部委託しており、今後もこの体制とする。	—	継続	継続	継続	継続	継続

管理区分	平成16年度末時点			平成21年度末時点 (予定)			取組内容	効果見込	年度目標				
	全部委託	一部委託	全部直営	全部委託	一部委託	全部直営			17	18	19	20	21
⑮ 情報処理・ 庁内情報システム維持		○			○		システムの導入により一部民間委託をしている。今後もこの体制とする。	—	継続	継続	継続	継続	継続
⑯ ホームページ作成・運営			○		○		平成21年度を目途に内容の充実を図ることも含め、一部委託とする。	情報提供の充実	検討	検討	検討	検討	実施
⑰ 調査・集計			○		○		平成21年度を目途に庁内全課の調査・集計業務を対象に一部委託を行う。	事務量の軽減による職員削減	検討	検討	検討	検討	実施
⑱ 総務関係事務 (給与、旅費、福利厚生等)			○		○		平成21年度を目途にシステムの導入による一部委託を行う。	事務量の軽減による職員削減	検討	検討	検討	検討	実施

(3) 定員管理の適正化

① 基本的な考え方

ア 数値目標の基本的考え方

地方分権と市町村間の合併が進む中で、村土の97%が森林である本村においては、近隣町村との合併では有効な行政効果が得られないことから自立の道を選択しました。人口の減少と高齢化が進む中で、新たな行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応するため、第3次諸塚村定員適正化計画を策定し、計画的な定員管理に取り組みます。第2次定員適正化計画では一般行政職員を5年間で2名減ずる計画を立てましたが、組織機構の再編や事務事業の民間委託などにより計画を大幅に上回る7名の職員を減ずることができました。これからもより以上の効果を得るためにさらなる組織機構の見直しを行うことにより、時勢の変化にも対応が可能な計画とします。

イ 数値目標の設定の仕方

平成17年度から21年度までの期間中の定員については、職員の年齢構成上、団塊の世代を中心とした多くの職員が計画期間内に退職を迎えるため、職員年齢構成の平準化を図ることを目標とし、全職種で4人(△4.9%)を減員する計画とします。職種毎の計画では、一般行政部門は、社会情勢の変化に対応しつつ、事務事業の抜本的見直しや民間委託などにより、全体で4.3%減員する計画とします。特別行政部門(教育委員会)については、事務事業の民間委託などにより7.1%減員する計画とします。公営企業部門については、特に病院事業が改築を含む抜本的な見直しの段階に来ていることから退職者の不補充等により定員の5%の抑制を図る計画としました。技能労務職については、民間委託等を視野に入れながら退職不補充とします。

② 取組目標

区分	H17.4.1～H22.4.1の数値目標								H11.4.1～H16.4.1の取組状況			H11.4.1～ H22.4.1	定員適正化計画	
	H17.4.1 現在 ア	H18.4.1 現在	H19.4.1 現在	H20.4.1 現在	H21.4.1 現在	H22.4.1 現在 イ	対H17 純減率 (イ-ア)／ア	H17.4.1～ H22.4.1 退職者・ 採用者数 見込合計	H11.4.1 職員数 ウ	H16.4.1 職員数 エ	対H11 純減率 (エ-ウ)／ウ	対H11 純減率 (イ-ウ)／ウ	有の場合は期間 無の場合は今後 の予定	
一般行政	46	46	46	44	44	44	-4.3	/	56	48	-14.3	-21.4	H17.4.1から H22. 3. 31	
特別行政	14	13	13	13	13	13	-7.1		14	15	7.1	-7.1		
公営企業														
	公営企業計	20	20	20	20	19	19		-5	21	23	9.5		-9.5
職員数計	82	81	81	79	78	78	-4.9		91	86	-5.5	-14.3		
年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度		計	/					
退職者見込	1		3	2		-		6						
採用者見込				1	1			2						

※ 採用者見込については、平成17年4月1日付採用者は除いています。また、平成22年度採用者見込については、平成22年4月1日付採用者のみ計上していません。

③ 定員適正化計画の見直し状況

ア 見直しの経緯

これまで、第1次定員適正化計画(平成12年度～平成16年度)に沿って、国の定員モデルや類似団体職員状況との比較による分析等を参考に適正な定員規模、適切な職員配置に努めてきたところです。当該計画期間が、平成16年度で満了となることから、新たな行政課題や社会情勢の変化に弾力的かつ的確に対応するため、平成17年度に見直しを行ったところです。新たな計画期間は、平成17年度から平成21年度までとなっており、計画期間内に全体で4人(4.9%)減員することとしています。

イ 見直しの内容

本村における適正な職員数については、単に他と比較した職員数の多寡のみではなく、これまで築いてきた公共サービスを今後どのような形で提供していくかを検討する必要があります。また、少子高齢化の進展など、新たな課題への対応や計画期間内に団塊世代の職員が退職を迎えようとしていることも踏まえ、今回の計画については、将来の職員年齢構成の平準化を目標とするとともに、全庁的な目標設定による取組み、組織の統廃合、事務の民間委託、事務の広域化、事務事業の見直し及び事務のOA化等の積極的な取組みを前提とした内容へ見直しを行っています。

さらに、近年の地方自治体を取り巻く環境の変化に対処するため、採用についても公務に有用な人材の弾力的な採用など、新しい人材と経験豊富な人材を活用した戦略的な人事政策を展開することが求められています。このため、このような取組を推進しつつ、総定員を最小限に抑えられるよう見直しを行い、部門毎の定員をより適切に配置しています。

(4) 給与の適正化

① 基本的な考え方

職員の給与については、これまでも期末手当の職務の等級による加算措置の率の引き下げ、管理職手当の率の引き下げ、退職時特別昇給の廃止などにより給与の適正化に努めるとともに、総人件費の抑制を図ってきたところです。さらに、社会経済情勢や民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮するために、基本的に国家公務員に準拠し、例年、人事院勧告に従った対応に努めているところですが、職員の給与については、住民の理解と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、国における給与制度改革を見据え、新たな給与制度を構築していきます。

② 取組目標

	項目	これまでの状況		今後の取組方針	年度目標					
		現状	内 容		17	18	19	20	21	
1	新しい給与制度への対応	①給料表の移行	国準拠	国に準拠し、旧給料表を使用	平成18年4月 国が移行するのにあわせて、国に準拠した新給料表に改正	検討	実施	継続	継続	継続
		②給料表の継ぎ足し状況	国準拠	国に準拠し、継ぎ足しなし	給料表の継ぎ足しは行わない	継続	継続	継続	継続	継続
		③昇給時期	国準拠	国に準拠し、年4回(4月1日、7月1日、10月1日、1月1日)設定	国に準拠し、平成18年4月から1月1日のみとする	検討	実施	継続	継続	継続
		④昇給抑制の取扱い	国準拠	抑制措置なし	地域手当非該当地域なので昇給の抑制は行わない。	検討	継続	継続	継続	継続
		⑤査定昇給の導入状況	一部実施	勤務評定により一部で査定昇給を行った。	平成18年度から試行を行い、分析・検討し、平成20年度から実施する予定	検討	試行	試行	実施	継続
2	高齢層職員の昇給のあり方	国準拠	平成17年4月 国に準拠し、55歳から昇給を停止するよう改正	成18年4月 国に準拠し、55歳から昇給を抑制するよう改正	検討	実施	継続	継続	継続	

(5) 定員管理・給与の公表

ア 平成17年度の公表状況

	ホームページへの掲載	国の様式への準拠状況			広報誌	新聞	公報	その他
		準拠	一部準拠	非準拠				
定員管理	○	○			○			
給与情報	○	○			○			

ホームページアドレス

定員管理 <http://www.vill.morotsuka.miyazaki.jp/14gyousei/kyuyokanri1803.pdf>
給与情報 <http://www.vill.morotsuka.miyazaki.jp/14gyousei/kyuyokanri1803.pdf>

イ 今後の計画等